

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年 2月 9日

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町 3丁目 5番 3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町 3丁目 5番 3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 弁護士報酬等

当該事象の発生年月日

平成29年3月期第3四半期累計期間

当該事象の内容

当社グループに対するコンデンサ製品の取引に関する米国、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査及び米国、カナダにおける集団訴訟に対応するための弁護士報酬等です。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期第3四半期累計期間の個別決算及び連結決算において、独占禁止法等関連損失として約181,459千円を特別損失に計上いたします。

(2) 制裁金

当該事象の発生年月日

平成29年2月7日（米国時間）

当該事象の内容

当社は、米国司法省との間で、コンデンサ事業について当社が米国独占禁止法に違反したとして、制裁金417万米ドル（約474,600千円）を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期第4四半期会計期間の個別決算及び連結決算において、独占禁止法等関連損失として約474,600千円を特別損失に計上する予定です。